

Registered Traveller制度のInvitation Codeの配布

今般、英国内務省（Home Office）にてRegistered Traveller制度の試験運用が再開され、日本国籍を有する方は、一定の条件を満たせば、ヒースロー空港でUK/EUレーン、ガトウィック空港でRegistered Travellerレーンを使用できるようになる等の複数の利点を得ることが可能となりました。以下の英国内務省の資料、ホームページに概要が記載されておりますので、ご参照ください。

[Registered Traveller Flyer](#) (PDF)

<https://www.gov.uk/registered-traveller>

制度の開始を受け、英国内務省より当館に対してInvitation Code（申請に必要なコード）を配布して欲しい旨の依頼があり、本件通知をさせていただいております。英国内務省の定めた規則により、数に制限があるため、必ずしも希望する方全員にお渡しできるわけではございません。右をご理解いただいた上で、希望される方は、以下の内容を記載したメールを、registered-traveller@ld.mofa.go.jp までご連絡いただけますようお願いいたします。1月16日午前0時に受付を開始し、必要な情報を記載したメールが到着した日時を基準に、先着順に配布させていただきます。

- (1) 御氏名
- (2) パスポート番号
- (3) 滞在ビザの種類
- (4) 過去52週間に英国の空港で入国審査を受けた回数

Codeを入手された後、英国内務省のホームページ (<https://www.gov.uk/registered-traveller>) から申請いただくようお願いします（“Start Now”というボタンを押すと、invitation codeの入力画面が出てきますので、手順に沿って必要情報をご入力願います。）1年50ポンドの登録費用が必要ですが、手順を進めていくとカード情報の入力画面が出てきますので、そこで入力後に引き落とされることとなります。なお、手順についてご不明な点があれば、英国内務省 (RTInbox@homeoffice.gsi.gov.uk) にご確認願います。

特に、以下の点にご留意いただけますようお願いいたします。

- 申し込みをされる前に、必ず英内務省の資料をご一読の上、ご自身が要件を満たしているか、予めご確認いただけますようお願いいたします。対象は、18歳以上の日本国籍をお持ちの方で、過去52週間に4回以上英国を訪問し、特定のTier1ビザ（Investor, Entrepreneur, Exceptional Talent/Promise）、Tier2ビザ又は永住権(ILR)をお持ちの方、又は特定のVisitorの方(business visitor, tourist, sports visitor, entertainer visitor, person seeking to leave to enter as the parent of a child at school in the UK)です。
- 制度に関するご質問・ご要望は、英国内務省にお問い合わせ願います。当館は、内務省の委託を受けて配布させていただいておりますので、制度に関するご質問／ご要望にお答えすることは出来ません。その旨、予めご承知おき願います。
- Invitation Codeをもって英国内務省に申請した場合でも、内務省内の審査を受ける必要があり、

その審査の結果、申請が不可となる可能性がございます。審査結果についても、英国内務省の判断のみに基づいておりますので、ご要望がある場合は、英国内務省にご連絡いただけますようお願いいたします。また、申請の際に1年50ポンドの登録費用が必要となりますが、審査で不可となった場合、内務省のシステムにより、費用は戻ってきませんので、予めご承知おき願います。

- 英国内務省の連絡先は以下のとおりです。

RTInbox@homeoffice.gsi.gov.uk